

田川広域水道企業団建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱

令和5年12月1日

告示第12号

(趣旨)

第1条 田川広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する建設工事(以下単に「企業団発注工事」という。)に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 企業団の建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (2) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。
- (3) 役員 法人の会長、取締役、監査役、支店長及び営業所長をいう。
- (4) 使用人 役員以外の常用雇用者をいう。
- (5) 指名停止 企業団発注工事に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を指定して指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 企業長は、建設業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、田川広域水道企業団建設業者指名委員会(以下「指名委員会」という。)の審議を経て、当該建設業者に対して、情状に応じ、同表の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

2 企業長が指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない。当該指名停止に係る建設業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 企業長は、落札決定者であっても、契約締結前に指名停止となった建設業者を契約の相手方としてはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 企業長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、

指名委員会の審議を経て、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 企業長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、指名委員会の審議を経て、当該共同企業体の構成員である建設業者（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 企業長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る建設業者を構成員を含む共同企業体について、指名委員会の審議を経て、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 建設業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 建設業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。なお、この場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める長期を超えないものとする。

(1) 別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表その2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 企業長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 企業長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 企業長は、指名停止の期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、指名委員会の審議を経て、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。
- 6 企業長は、指名停止の期間中の建設業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、指名委員会の審議を経て、当該建設業者に対する指名停止を解除するものとする。
- 7 別表その3の第1号から第3号までの措置要件により指名停止を行った場合は、当該指名停止の期間を経過する時点において、指名停止措置の措置要件に該当しているか、県警察本部に確認を行うものとする。その結果、該当している旨の通知があったときは、指名委員会の審議を経て、当該建設業者に対して、別表その3の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 企業長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は企業団の職員（特別職を含む。以下同じ。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、建設業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表その2第4号又は第7号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める長期の期間

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各公共工事発注機関の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表その2第4号、第5号又は第6号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。)

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間。

- (3) 企業団又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）

第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表その2第7号、第8号又は第9号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間。

(関係課長等に対する指名停止の通知)

第7条 企業長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定による指名停止期間の変更を行い、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定(変更・解除)通知書(様式第1号)により、関係課長等へ通知するものとする。

(建設業者への通知)

第8条 企業長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第2号)により、第3条第2項後段の規定により指名を取り消したときは指名取消通知書(様式第3号)により、指名停止期間の変更を行ったときは指名停止期間変更通知書(様式第4号)により、第5条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第5号)により、当該建設業者に対して遅滞なく通知するものとする。

2 企業長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由となった事案が企業団発注工事に関するものであるときは、当該建設業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の公表)

第9条 企業長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い又は第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは、指名停止措置状況書(様式第6号)を(ただし、別表その3各号に掲げる措置要件に該当することによる指名停止の場合は、併せて、暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表(様式第7号)を)総務課にて閲覧に供するとともに、企業団のホームページに掲載し公表するものとする。

(不正行為等の報告)

第10条 契約担当課長及び工事担当課長は、その所管する企業団発注工事に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、速やかに不正行為等報告書(様式第8号)により、事務局長を経て、企業長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 企業長は、指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。
ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第12条 企業長は、指名停止の期間中の建設業者が企業団発注工事の一部を下請（一次及び二次下請以降全ての下請を含む。）し、又は受託することを承認してはならない。

2 企業長は、指名停止の期間中の建設業者が企業団発注工事の資材、原材料の購入契約等の相手方となることを承認してはならない。ただし、当該指名停止が別表その3各号に掲げる措置要件に該当することをもってされたものでない場合において、企業団発注工事に影響を及ぼすおそれがある等やむを得ない特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

3 企業長は、指名停止の期間中の建設業者が企業団発注工事の完成保証人となることを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 企業長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第14条 工事附帯業務、物品の購入その他の契約に係る競争入札参加有資格者の指名停止については、この要綱を準用して取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表その1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 企業団発注工事に係る競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 企業団発注工事の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 前号に掲げるもの以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 2号に掲げる場合のほか、企業団発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 企業団発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。ただし、管外（田川市、川崎町、糸田町及び</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

<p>福智町の区域外。以下同じ。)における一般工事の場合にあつては、社会的影響が大きいと認められるときに限る。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 企業団発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。ただし、管外における一般工事の場合にあつては、社会的影響が大きいと認められるときに限る。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
--	---

別表その2 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が企業団の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が管内（田川市、川崎町、糸田町及び福智町の区域内。以下同じ。）の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が管外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から18か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から12か月以上18か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から6か月以上12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 企業団発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 管内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 管外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から18か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から12か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から6か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 企業団発注工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑によ</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から18か</p>

<p>り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 管内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 管外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 企業団発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、企業団発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>13 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を宣告され、企業団発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から12か月以上18か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から6か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
--	---

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のいずれかに該当するものとして警察から通知があり、企業団発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 36か月</p>
<p>2 次のいずれかに該当するものとして警察から通知があり、企業団発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>(2) 前号(1)又は(2)に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>(4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>(5) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成</p>	<p>(1)～(5)について当該認定をした日から24か月</p>

<p>員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>(6) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。</p> <p>3 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)から(6)までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p> <p>4 企業団発注工事に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず企業団に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして警察から通知があり、企業団発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>(6)について 当該認定をした日から18か月</p> <p>当該認定をした日から36か月</p> <p>当該認定をした日から4か月</p>
--	--

様式第1号（第7条関係）

番 号
年 月 日

関係課長 各位

企業長

指名停止決定（変更・解除）通知書

商号又は名称	本 社	
	管内在支店等 の 名 称	
代表者氏名	代表者氏名	
	支店長等の 氏 名	
主たる業種	許可番号等	大臣 知事 号（ 年 月 日）
許可番号等 （建設業者のみ）	主たる業種	
	指名資格名簿	
会社所在地	本 社 店	
	支店営業所	
関係工事名		
工事場所		
指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）	
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）	
解除年月日	年 月 日	

（指名停止の理由）

（措置基準別表 第 号該当）

様式第2号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所

商号又は名称 殿

代表者氏名

田川広域水道企業団

企業長 印

指名停止通知書

今度の貴社（殿）の行為は、企業団発注工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後企業団が発注するすべての請負工事に際し、下記のとおり貴社（殿）の指名を停止することにしたので通知します。

なお、貴社（殿）が現在施工中の 工事については、これが工期内完全しゅん工のため格段の努力をされるよう申し添えます。

〔注〕別表その3（暴力的組織等に対する措置基準）に該当する場合、又は該当する可能性がある場合は、なお書きは削除して使用すること。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から

（ 月間）

年 月 日まで

様式第3号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所

商号又は名称 殿

代表者氏名

田川広域水道企業団

企業長 印

指名取消通知書

先に、 工事について、 年 月 日付け 第 号をもって貴社（殿）に指名通知をしたところではありますが、今回貴社（殿）の指名停止の決定があり、指名を取り消したので、通知します。

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所

商号又は名称 殿

代表者氏名

田川広域水道企業団

企業長 印

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところでありますが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第5号（第8条関係）

番 号

年 月 日

住 所

商号又は名称 殿

代表者氏名

田川広域水道企業団

企業長 印

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところでありますが、 年 月 日をもって当該指名停止を解除したので通知します。

番 号
年 月 日

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：住所

商号又は名称

2 指名提訴の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月間）

3 事実概要：

4 指名停止の理由：

【指名停止措置要綱 別表 第 号該当】

措 置 要 件	期 間

様式第7号（第9条関係）

番 号
年 月 日

暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表

●指名停止措置

日 付	期 間	商号又は名称	住 所	理 由
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			

●排除措置

日 付	期 間	商号又は名称	住 所	理 由
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			

様式第8号（第10条関係）

番 号
年 月 日

田川広域水道企業団
企業長 殿

課長名

不正行為等報告書

商号又は名称	本 社	
	管内在支店等 の 名 称	
代表者氏名	代表者氏名	
	支店長等の 氏 名	
主たる業種	許可番号等	大臣 知事 号（ 年 月 日）
許可番号等	主たる業種	
（建設業者のみ）	指名資格名簿	
会社所在地	本 社 店	
	支店営業所	
関係工事名		
不正行為等 発生年月日		
不正行為等 発生場所		

（不正行為等の内容）

（注）新聞情報、その他参考資料添付